

呉市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

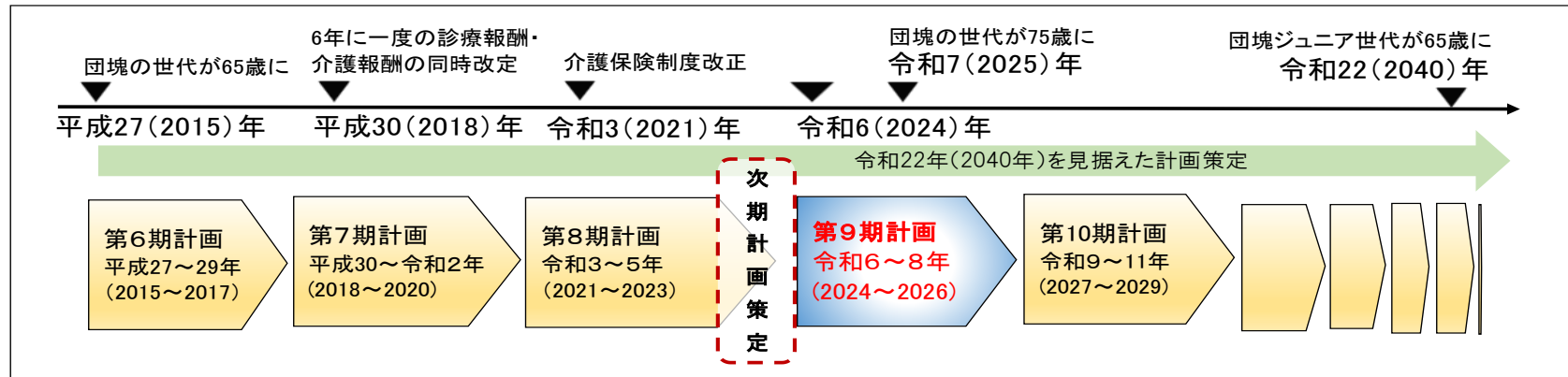
1 計画策定の趣旨、計画で定める事項及び計画の位置付け

(1) 計画策定の趣旨

呉市は、介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するとともに、高齢者に関わる施策を総合的・計画的に推進するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。令和5年度で現行の計画の期間が満了するため、令和6年度から令和8年度までの当該計画を策定します。

(2) 計画で定める事項

- ア 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量及び地域支援事業の事業ごとの見込量
- イ 介護サービス等の見込量を確保するための方策（施設整備など）
- ウ 介護保険給付費、保険料水準などの推計（第9期介護保険料の設定）
- エ 課題解決に向けて取り組む施策（介護予防・重度化防止等の取組、地域包括ケアシステムの推進ほか）



(3) 計画の位置付け

呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減する令和22年に向けて、本市の高齢化の状況及びそれに伴う介護需要を見据えた令和6年度から8年度までの3年間の計画とします。

最上位計画である「第5次呉市長期総合計画」の高齢者福祉に係る部門計画の役割を担っており、福祉分野の上位計画である「呉市地域福祉計画」を始め、現在策定中の「第4次健康くれ21（健康増進計画・食育推進計画）」、「第7期呉市障害福祉計画」、「広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画（第9期ひろしま高齢者プラン）」など、関係計画等との整合性を図ります。

2 高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 高齢者を取り巻く現状

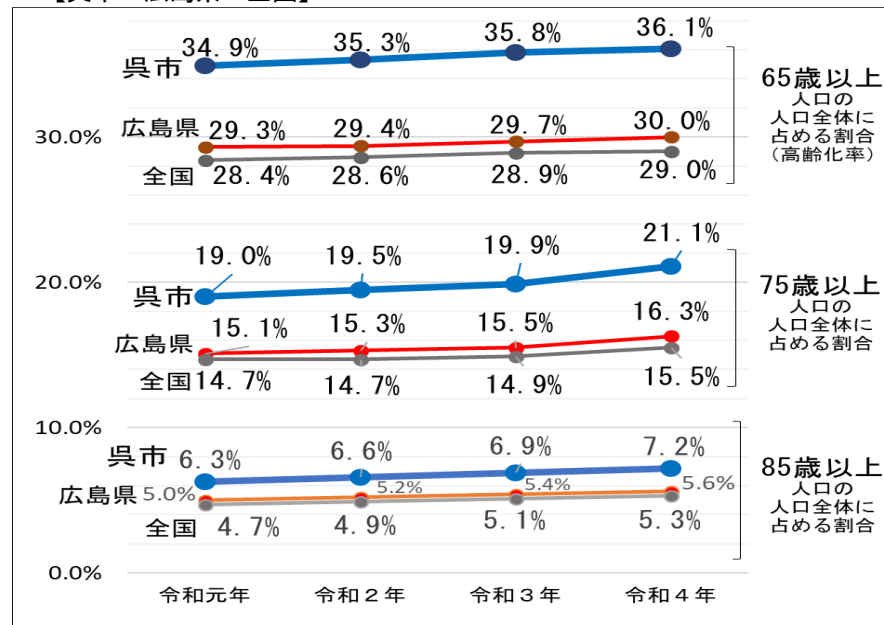
65歳以上人口、75歳以上人口及び85歳以上人口が人口全体に占める割合は、右図で示すように、呉市は全国・広島県に比べ高くなっており、高齢化が進んでいます。また、要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあり、要介護（要支援）認定率も、全国・広島県に比べると低くなっているものの、年々増加しています。

(2) 課題

医療や介護が必要となる後期高齢者の更なる増加や、一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯及び認知症高齢者の更なる増加が見込まれる中、今後も住み慣れた地域で安心して生活を送り続けることができるよう、健康寿命の延伸に向けた介護予防、生活支援や地域での支え合いの仕組み等の施策を推進していく必要があります。

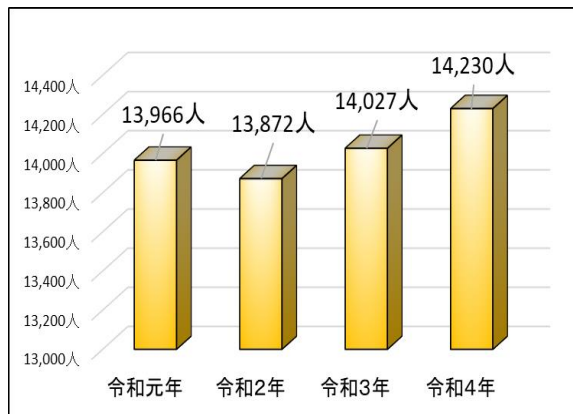
また、重度化が進んだとしても、自分の尊厳を保ちながら必要な医療・介護サービス等が受けられるよう環境を整えていく必要があります。

① 65歳以上、75歳以上及び85歳以上人口の人口全体に占める割合の推移【呉市・広島県・全国】



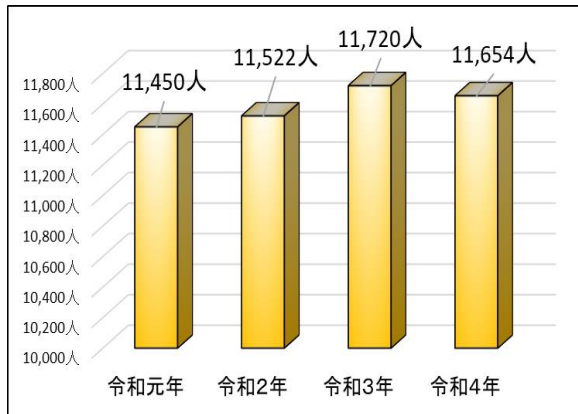
【出典】呉市：住民基本台帳（各年9月末）、広島県・全国：総務省統計局（各年10月1日）

② 要介護（要支援）認定者数の推移【呉市】



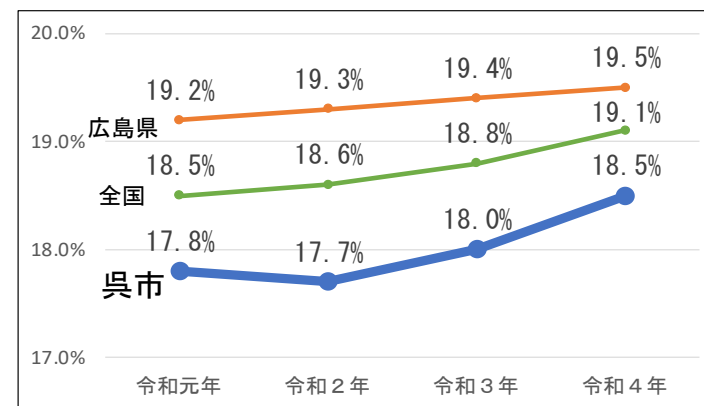
【出典】厚生労働省介護保険事業状況報告（各年9月末）

③ サービス受給者数の推移【呉市】



【出典】厚生労働省介護保険事業状況報告（各年9月末）

④ 要介護（要支援）認定率の推移【呉市・広島県・全国】



【出典】厚生労働省介護保険事業状況報告（各年9月分から算出（第1号認定者数/第1号被保険者数））

3 介護保険制度の見直しに関する意見と第9期介護保険事業計画の基本指針（案）

(1) 介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

我が国では、次期計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年を迎えます。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える令和22年頃を見通すと、高齢者人口に占める85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費が増加する一方で、現役世代が急激に減少することが見込まれています。さらには、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービスの基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材確保及び介護現場の生産性の向上を図ることが求められています。

以上のことを基に、厚生労働省に設置されている社会保障審議会介護保険部会では、主に次の事項について検討を行い、令和4年12月20日に、「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられました。

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| ア 生活を支える介護サービス等の基盤の整備 | エ 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進 |
| イ 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現 | オ 給付と負担 |
| ウ 保険者機能の強化 | |

(2) 第9期介護保険事業計画に関する基本指針（案）

厚生労働省は、都道府県及び市町村の介護保険事業計画策定のための基本的事項と、上記「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにするための事項などを定める基本指針について、現在、主に次の事項について記載の充実を検討しています。

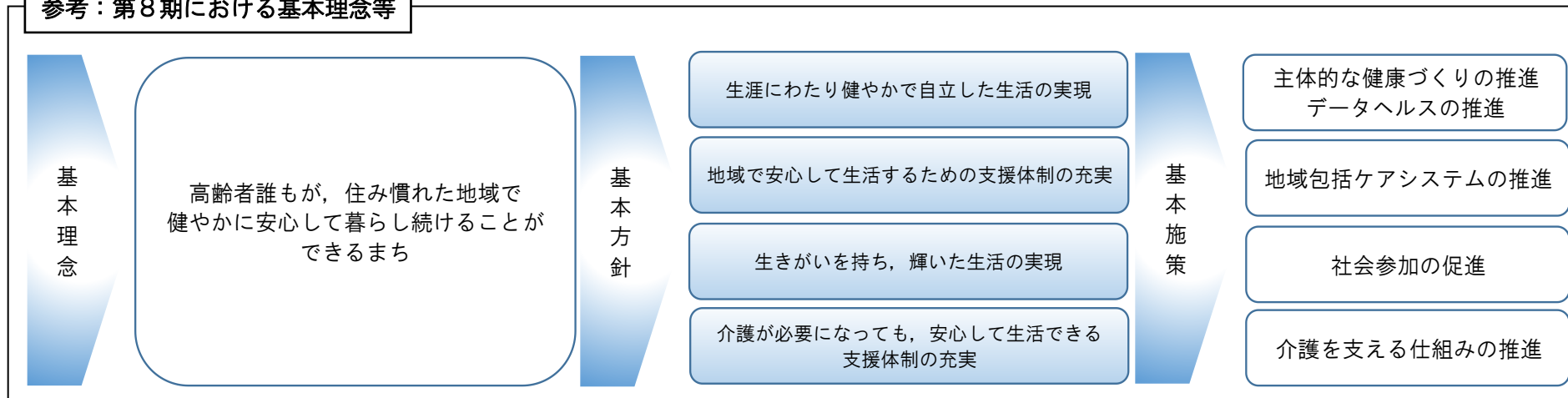
- | |
|------------------------------------|
| ア 介護サービス基盤の計画的な整備 |
| (ア) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備 |
| (イ) 在宅サービスの充実 |
| イ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 |
| (ア) 地域共生社会の実現 |
| (イ) 医療・介護情報基盤の整備 |
| (ウ) 保険者機能の強化 |
| ウ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上 |

4 呉市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画における基本理念等

地域包括ケアシステムの一層の推進により、地域で支え合う体制を整えるとともに、介護サービスの充実や社会活動への参画の促進を図るなど、「高齢者誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち」を目指します。

国が定める基本指針や呉市を取り巻く環境の変化を踏まえ、第8期の基本理念、基本方針及び基本施策の継承・発展をさせるとともに、新しい視点を加えることにより、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けて高齢者に係る様々な施策の検討を進めていきます。

参考：第8期における基本理念等



5 スケジュール(予定)

